

第210回 教育研究評議会要録

日時 令和4年7月20日(水) 13時00分～15時00分
場所 遠隔会議：仮第一会議室、各研究室等
出席者 榊理事長、今岡学長、榎本理事、藤原副学長、久保副学長、西村副学長、黒子副学長、遊佐副学長、中山文学部長、山内理学部長、中山生活環境学部長、藤田工学部長、渡邊人間文化総合科学研究科長、鈴木広光評議員、吉田容子評議員、酒井評議員、柳沢評議員、鈴木則子評議員、高田評議員、柳澤評議員、吉田哲也評議員
列席者 三野監事、福田監事、大久保監事、林総務課長、望月企画課長、川村人事課長、幸田財務課長、岩田施設課長、横井情報課長/学術情報課長、濱田国際課長、米谷研究協力課長、鱸学務課長、桑原学生生活課長、早川入試課長、岩阪監査室長
議長 今岡学長

議事に先立ち、4月1日及び前回(6月15日)の記録について確認した。なお、4月1日の記録については以下の意見等があった。

学長から、会議記録は要約したものを記載し、発言をそのまま記載するものではないこと、また、本件に関する内容は現在係争中のため個別の回答ができないことから、意見の詳細は教育研究評議会資料を参照するよう紐付けを行うことをもって対応したいとの提案があった。

高田評議員から、4月1日開催分の議事録が未だ確認できていないのは問題であり本日確定願いたい、評議会の議決は議長が専決するものではないので、評議員による多数決で決めて頂きたい、事前会合メモの記載内容が評議会で承認されたのであれば、同様の趣旨を発言した評議会記録にも同様の記載をするべきであり、要約では発言者の意図が伝わっていないとの意見があった。

学長より、前回の本会議において評議員から、事前会合メモとの紐付けができるように評議会記録に記載してはどうかとの提案があったことを受け、発言内容の詳細を参照先を表示することで明らかになるよう対応するものである、本件は記録の書き方の問題であり、議事ではないので評議員による多数決で決することはなじまないとの発言があった。

鈴木則子評議員から、学長の説明には納得できないとの意見があった。

I 審議事項

1. 諸規程等の制定等について

(1) 奈良国立大学機構アドバイザーボードに関する規程の制定について

榎本理事から、資料1により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(2) 奈良国立大学機構職員懲戒規程の一部改正について

人事課長から、資料2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(3) 奈良国立大学機構職員採用等規程の一部改正について

人事課長から、資料3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(4) 奈良女子大学けいはんな歴史文化共同研究所規程の制定について

藤原副学長から、資料4により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行することとした。

2. 奈良女大学と株式会社国際電気通信基礎技術研究所との連携と協力に関する包括協定書の締結について

藤原副学長から、資料5により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行することとした。

柳沢卓評議員から、本研究所における①予算の考え方、②構成員は公表するのか、③活動について報告があるかについて質問があり、学長より、①については、どのような取組みを行うかにより代表部局であるSTEM・融合教育開発機構の予算と考えるか、連携機関においても分担頂くかを考えていくことになる、②については、公表していく予定である、③については、学内教職員にも参加協力の呼びかけも行っていくので情報発信をしていく予定であるとの説明があった。

酒井評議員から、①例えば既存の大和・紀伊半島学研究所のなら学研究センターや古代学・聖地学研究センターなど目的の重なるセンター等との棲み分けはどのように考えているのか、②学内からの所員はどのような部局からどの程度の人数を想定しているのかについて質問があり、藤原副学長より、①については、現在全容のポンチ絵をまとめているところであり、関係する部局とも協力頂きたいと考えている、②については、まだ具体的な見通しはないとの説明があった。

鈴木則子評議員から、自身が委員を務める古代学・聖地学研究センターの運営委員会においては本研究所との関係はないと聞いていたが、どのように連携をしていくのかという質問があり、藤原副学長より、具体的な取組みは現時点で決まっていないが、他センター等とも共に取り組むことができるものはやっていきたいと考えているとの説明があった。

3. 奈良女子大学けいはんな歴史文化共同研究所における教育研究に関する協定書の締結について
藤原副学長から、資料6により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

4. クロスアポイントメントに関する協定の締結について

人事課長から、資料7により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

5. 令和5年度授業計画における非常勤講師の配置に関する指針について

人事課長から、資料8により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

6. 令和5年度授業計画における非常勤講師の配置に関する人事計画面の指針について

人事課長から、資料9により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

7. 令和5（2022）年度学年暦（案）について

学務課長から、資料10により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

吉田容子評議員から、履修登録取消申出期間が設けられている趣旨及び時期の適切性について質問があり、学務課長より、コロナ禍により令和2年度からオンラインによる開講科目が多くなったことで、受講継続が難しいと学生が判断した場合に履修登録取消申出をできるようにしたものであり、その対応を継続しているとの説明があった。授業形態が落ち着いた場合には改めて議論が必要であることを確認した。

8. その他

なし

II 報告事項

1. 第4回経営協議会及び第5回役員会について

学長から、資料11により報告があった。

2. 国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議について

学長から、資料12により報告があった。

3. 奈良カレッジズ連携構想について
榎本理事から、資料13により報告があった。
4. 非常勤講師に係る在籍出向協定書について
人事課長から、資料14により情報共有ならびに報告があった。
5. 令和5年度概算要求事項について
財務課長から、資料15-1～15-2により報告があった。
6. 研究インテグリティに関する申告・管理を行うためのWebシステムへの入力について
久保副学長及び研究協力課長から、資料16により報告があった。
鈴木広光評議員より、「研究者」と捉えるならば大学院生の研究活動についてもシステム入力の必要があるかとの質問があり、久保副学長より、研究インテグリティについては、本来は教員に加えて学生や大学院生も含めるものではあるが、今回は政府関係の補助金申請に際しての活動把握を目的としているため、まずは研究者番号を付与されている教員を対象としているとの説明があった。
酒井評議員より、規程等においても「研究者」の定義が複数見受けられて分かりにくいので、整理をするべきではないかとの意見があり、今後検討することとした。
7. 工学部開設記念式典の開催について
藤原副学長から、資料17により報告があった。
8. 国立大学法人奈良国立大学機構設立記念式典及び懇親の開催について
総務課長から、資料18により報告があった。
9. 各室等からの報告について
特になし。
10. その他
柳沢卓評議員から、年俸制に関し、本学においては機構設立前に国立大学法人奈良女子大学として導入したものであり、機構における両学で取扱いが異なっていることもあるため、改めて説明会等を設けて頂けないかとの要望があった。学長より、国立大学法人奈良女子大学における年俸制導入時に、全学説明会や各学部教授会等でも丁寧な説明があったこと（この件については当時の大学地区過半数代表で会った酒井評議員からもその事実を裏付ける発言があった）、国立大学法人奈良国立大学機構としての年俸制に関する規程は昨年度に十分に説明をして審議ならびに了承を得ていることから、改めての説明会等の開催は検討しないが、制度が分かりにくいということであればQ&A等の提供を検討しても良いと考えるとの説明があった。

以上